

公 告

次のとおり事後審査型一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和6年（2024年）3月29日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 白石 隆

1 競争入札に付する事項

（1）委託業務名

熊本県立大学学内施設維持管理業務委託

（2）委託業務の内容

共通仕様書及び特記仕様書のとおり

（3）履行期間

令和6年（2024年）5月1日から令和7年（2025年）3月31日まで。

（4）履行場所

熊本県立大学校舎等及びその敷地

大学キャンパス 熊本県熊本市東区月出三丁目1番100号

大学小峯グラウンド 熊本県熊本市東区小峯三丁目2613-1

大学職員宿舎 熊本県熊本市東区長嶺東1丁目2

（5）入札方式

ア この入札は、紙入札方式であり、入札書等は別に示す様式により作成すること。

イ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型一般競争入札であるので留意すること。

ウ この入札は、郵送入札により行い、開札の際には入札参加者（または代理人）の立会いは行わないこととする。

（6）入札金額

ア 入札金額は、本委託業務に要する期間の費用の総額とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 本公告に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年告示第420号）の規定を準用する。

（7）最低制限価格

有（この入札には、最低制限価格を設けている。）

（8）入札保証金

免除する。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により、有資格者として、営業種目「庁舎管理」又は「建物設備管理」に登録された者であること。
- (2) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有すること（支店、営業所にあつては、入札及び熊本県との契約の締結権限の全てが委任されているものに限る）。
- (3) 過去3年間に於いて、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする業務の1年間を通じた実績を2年（回）分有する者であること。なお、規模については本委託業務のうち施設維持に必要な新たな物品の調達、修繕工事等に要する費用を除いて判断して差し支えない。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札に関する事務を担当する課等の名称
熊本県立大学事務局総務課財務班
郵便番号862-8502 熊本県熊本市東区月出三丁目1番100号
電話番号096-321-6607 FAX096-384-6765
- (2) 仕様書及び様式
熊本県立大学ホームページ（「総合案内」>「法人総合案内」>「入札情報」）からダウンロードすること。
- (3) 質問書の提出及び回答
 - ア 質問書の提出
公告の日から令和6年（2024年）4月2日（火）午後5時まで
3（1）に記載の場所へFAXまたは郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - イ 質問に対する回答
質問書を受理した日から起算して2日以内の日から令和6年（2024年）4月8日（月）まで熊本県立大学ホームページ（「総合案内」>「法人総合案内」>「入札情報」）にて閲覧に供する。
- (4) 開札の日時
令和6年（2024年）4月9日（火）午前9時00分
- (5) 入札の方法
 - ア 入札書を3（1）に記載の場所に令和6年（2024年）4月8日（月）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
なお、郵送の際は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れるこ

と。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と記載したうえで、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

イ 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて委任状を提出しなければならない。

ウ 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札候補者が決定しない場合は、再入札を行う。なお、最低制限価格に満たない価格の入札をしたものは失格となり、再入札に参加することはできない。

なお、入札書を郵送した者で、再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 落札候補者の決定方法

開札後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより、落札候補者を決定する。

なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に落札候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除いて、くじにより落札候補者を決定する。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者は、2に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

競争入札参加資格確認申請書及び条件の全てを満たしていることを確認できる資料

(2) 提出期限

令和6年（2024年）4月8日（月）午後5時まで

(3) 提出場所及び提出方法

3（1）に記載の場所に、4（2）に掲げる期限までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、提出した申請書等について説明を求められた際、これに応じなければならない。

(4) 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定

落札候補者の競争入札参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を落札者決定通知書により通知し、入札結果は、落札者の決定後に熊本県立大学ホームページにて公表する。

落札候補者の競争入札参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争入札参加資格確認通知書によりその旨を通知し、次に低い価格を提示した者から順に競争入札参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

5 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は法人経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができるので、その際は、必要書類を添付のうえ、契約保証金免除申請書を3（1）に記載の場所まで提出しなければならない。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に本学、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。なお、規模については本委託業務のうち施設維持に必要な新たな物品の調達、修繕工事等に要する費用を除いて判断して差し支えない。

6 本入札、契約等に関する事務を担当する部局の名称

3（1）に記載のとおり